

旭 川 市 総 合 体 育 館 使 用 料 (令和8年10月1日から)

専用使用料

(単位:円)

使用区分				時間区分	午前	午後	夜間	全日	早朝・深夜等 (1時間)
				9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00		
主競技場	アマチュア スポーツ	入場料を徴 収しない	幼・小中高生	5,940	7,920	5,940	23,760	1,980	
			大学・一般	7,860	10,480	7,860	31,440	2,620	
		入場料を徴 収する	幼・小中高生	19,830	26,440	19,830	79,320	6,610	
			大学・一般	27,720	36,960	27,720	110,880	9,240	
	その他の 催物	入場料を徴 収しない	非営利	47,550	63,400	47,550	190,200	15,850	
			営利目的	118,980	158,640	118,980	475,920	39,660	
		入場料を徴 収する	非営利	79,320	105,760	79,320	317,280	26,440	
			営利目的	198,300	264,400	198,300	793,200	66,100	
第1体育室	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない		1,260	1,680	1,260	5,040	420	
		入場料を徴収する		1,740	2,320	1,740	6,960	580	
	その他の 催物	入場料を徴 収しない	非営利	3,000	4,000	3,000	12,000	1,000	
			営利目的	7,560	10,080	7,560	30,240	2,520	
		入場料を徴 収する	非営利	5,040	6,720	5,040	20,160	1,680	
			営利目的	12,600	16,800	12,600	50,400	4,200	
第2体育室	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない		4,860	6,480	4,860	19,440	1,620	
		入場料を徴収する		6,780	9,040	6,780	27,120	2,260	
	その他の 催物	入場料を徴 収しない	非営利	11,640	15,520	11,640	46,560	3,880	
			営利目的	29,160	38,880	29,160	116,640	9,720	
		入場料を徴 収する	非営利	19,440	25,920	19,440	77,760	6,480	
			営利目的	48,600	64,800	48,600	194,400	16,200	
第3体育室	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない		1,980	2,640	1,980	7,920	660	
		入場料を徴収する		2,760	3,680	2,760	11,040	920	
	その他の 催物	入場料を徴 収しない	非営利	4,740	6,320	4,740	18,960	1,580	
			営利目的	11,880	15,840	11,880	47,520	3,960	
		入場料を徴 収する	非営利	7,920	10,560	7,920	31,680	2,640	
			営利目的	19,800	26,400	19,800	79,200	6,600	
第4体育室	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない		3,150	4,200	3,150	12,600	1,050	
		入場料を徴収する		4,410	5,880	4,410	17,640	1,470	
	その他の 催物	入場料を徴 収しない	非営利	7,560	10,080	7,560	30,240	2,520	
			営利目的	18,900	25,200	18,900	75,600	6,300	
		入場料を徴 収する	非営利	12,600	16,800	12,600	50,400	4,200	
			営利目的	31,500	42,000	31,500	126,000	10,500	
トレーニング室				3,150	4,200	3,150	12,600	1,050	

個人使用料

	午前	午後	夜間	回数券(6回分)	1月券	3月券
高校生	220	220	220	1,100	1,760	4,400
大学生・一般	330	330	330	1,650	2,640	6,600

備 考

- ・「幼・小・中・高生」の「高生」及び「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。
- ・土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日における主競技場又は体育室の専用使用の使用料は、当該使用料の2割に相当する額を加算した額とする。
- ・使用面積が2分の1又は3分の1の場合の使用料は、当該使用料の2分の1又は3分の1の額とする。
- ・11月1日から翌年4月30日までの期間における専用使用は、当該使用料の5割に相当する暖房料を徴収する。
- ・備付物品以外の電気器具を使用したときは、電気料の実費を徴収する。
- ・その他の催物に使用する場合の会場管理及び清掃に要する経費は、使用者の負担とする。
- ・使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- ・その他の催物に使用する範囲は、プロスポーツ及び社会教育的又は公益的な集会に限るものとする。
- ・使用料の計算において、10円未満の金額が生じた場合は、切り捨てるものとする。